「国と地方の協議」(平成26年秋)規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地方創生推進室

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a：了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区	26211	工場立地にかかる緑地等規制の緩和	一定規模以上の製造業等に係る工場又は事業所を立地する際に遵守すべき緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合は、工場立地法や同法に関する準則で定められているが、当該総合特区内の指定した区域に立地する工場又事業所の環境施設及び緑地の敷地面積に占める割合については、工場立地法で定めた準則に代えて、地方公共団体（町）が条例により定めることができるものとする。	県外や沿岸域等から移転する企業の受け皿となる地域の形成を図るため、実際に企業誘致を行う地方公共団体の自由度を高めることにより、土地の有効利用を図った企業立地を促進し、目標とする地域づくりを推進する。	1回目	経済産業省	経済産業省経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課	工場立地法　第4条の2 工場立地に関する準則第2条、第3条	D	－	－	工場立地法の目的は、工場の立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることにあり、緑地や環境施設については、工場の周辺地域の環境改善や工場との空間的な遮断を図るために設置を義務付けている。	本提案については、現行法により対応可能である。 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）第10条第1項に基づき、企業立地重点促進区域を設定した基本計画について主務大臣の同意を受けた地方公共団体（市町村に限る。）は、緑地面積率及び環境施設面積率について、工場立地法第4条第1項（国準則）、第4条の2第1項（都道府県準則）又は第2項（市準則）に代えて適用すべき準則を条例で定めることができる。このため上記区域に含まれる町においては、準則を定めることが可能である。 なお、当初の提案である工場立地法第4条の2における準則を町が条例により制定することは、都道府県等を含めた行政の規模、コスト、効率等の総合的な観点から鑑みて適切ではない。	a	工場立地法の規制緩和は困難との見解であるが、企業立地促進法において、用途地域の定めの有無に関わらず企業立地重点促進区域の設定が可能であり、国の同意を受けることで町においても準則を条例制定できることが確認できたため、提案内容は実現可能であることから了解する。	経済産業省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	ⅲ
					2回目												
ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区	26212	農業振興に資する施設に関する要件の緩和（農業用施設の追加）	当該総合特区の計画に位置付けた事業により設置する農家レストランで、設置者が農業者（農業者の組織する団体（農協等）を含む）であり、当該施設を設置する市内（町内）で生産される農畜産物を量的又は金額的に5割以上使用して加工や販売等を行う施設であり、地域の農業の振興に資する施設について、農業振興地域の整備に関する法律第3条第1項第4号及び農林水産省令で定める農用地区域内で設置が可能な農業用施設に加える。これにより、農用地区域からの除外（5つの除外要件有り）対象ではなく用途変更（農地→農業用施設用地）で対応が可能となり、農用地区域内に施設の設置が可能となる。	当該規制を緩和することにより、地域の農業の振興に寄与する施設を農業用施設に追加し、農用地区域の用途変更で対応することで、地域で生産した農畜産物の利用促進による地域農業の持続的な振興を図る。	1回目	農林水産省	農林水産省農村振興局農村計画課	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、同法施行規則第1条	c	－	－	農用地区域内の農用地等は、農業上の利用を確保する土地であることから、当該区域内に設置できる農業用施設は農業者の農業生産に必要な施設であることが必要。	自治体との実務者レベルの打合せにおいて、昨年12月15日に施行された地域再生法の改正により、農家レストランの設置に当たって、市町村が地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、都道府県知事の同意があれば、かんがい排水事業等の受益地が事業完了後8年未経過でも農用地区域から除外が可能であり、農地転用の許可があったこととみなされる等、農振法及び農地法の特例を措置した旨、説明し、自治体に対して地域再生法の活用を検討されるよう併せて説明した。 なお、平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年1月30日閣議決定）において、「国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する」とされたところ。	b	地域再生法については、農振法および農地法の特例が措置されるとともに、3月11日に農林水産省農村振興局長から通知された「地域農林水産業振興施設を整備する事業の実施に関するガイドライン」の中で、具体的な運用方針が示され、地域再生法の活用により、提案内容の実現が可能であることから了解する。 なお、農家レストランを農振法第3条第1項第4号の農業用施設に加えるとした提案については、国家戦略特区において速やかに効果を検証し、全国展開に向けた検討を行うとのことであるが、迅速かつ柔軟な対応を要望する。	農林水産省から代替案が提示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。 なお、農林水産省は、内閣府と連携し、平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年1月30日閣議決定）において、「国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する」とした ことについて、情報提供に努めること。	ⅲ
					2回目												